

日時：令和5年2月15日（水）14：50～

場所：個人情報保護委員会

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第232回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「令和3年改正個人情報保護法全面施行に向けた地方公共団体等への安全管理措置等に関する周知・啓発の方向性（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明させていただきます。

まず、1ページの背景でございます。

一つ目ですけれども、令和3年改正個人情報保護法の全面施行により、地方公共団体等についても、個人情報保護委員会の監視対象に一元化されることを記載しております。

二つ目ですけれども、それにより、地方公共団体等に対し、従前からの番号法に基づく監視・監督活動に加えて、個人情報保護法に基づく監視・監督活動を実施し、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることとなることを記載しております。

三つ目ですけれども、地方公共団体の機関のうち、個人情報を取り扱うのは広範囲に及ぶことに加え、各地方公共団体において、首長部局、行政委員会等の多くの職員が個人情報を取り扱うことから、個別の監視・監督活動に加えて、幅広く周知・啓発を行い、更なる安全管理措置の底上げを図ることで、漏えい等を未然に防止すること等が有効であるとしております。

令和4年8月の第214回個人情報保護委員会において、「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性」を御説明した際、委員の皆様より、2ページに記載のとおり御意見を頂いております。首長等と委員の皆様のコミュニケーションの機会を設定すること、様々な機会・媒体等を活用して、地方公共団体等に周知等を行うこと等でございまして、それを受けた対応方針といたしまして、ハイレベルのコミュニケーションを設定すること、地方公共団体の研修機関等との連携により個人情報保護法の講義を行っていくこと、シンポジウム、説明会、研修動画作成等の機会を活用して本資料の内容等の周知等をしていくことをお示ししております。

3ページの本資料の位置付けでございます。監視・監督業務の全体像ですが、番号法、個人情報保護法、これらに関するガイドライン等の法令がございます。また、「(1)

法令の遵守状況について監視・監督」について、具体的な対応は記載のとおりでございますけれども、より個別的・直接的な対応の意味合いがございます。それに加えて、より広い範囲を対象として法令に関する意識や知識を涵養することを目的とした「(2) 広報・啓発」も重要な業務の一つとなっております。

(1) については、来年度の全面施行に向けて、既に「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性」を公表済みであり、それを具体化した令和5年度の監視・監督方針についても、今後、公表を予定しております。

本資料は「(2) 広報・啓発」について方向性をお示しするものであり、本委員会後、公表させていただきたいと考えております。

前提として、5ページに、周知・啓発の対象範囲の全体の規模感をお示ししております。個人情報を取り扱う団体等、機関、職員の数を示しております。これらの数は、全ての団体等、機関、職員となっておりますが、そのうちの多くが個人情報を取り扱っているという状況でございます、対象範囲が非常に広がっております。これらの方々に対し、個人情報の適正な取扱いの確保を図っていくため、どのように周知・啓発を行っていくか、次のページでお示ししております。

上の枠が令和4・5年度、令和6年度以降における周知・啓発の主な対象でございます。保有する個人情報の量、機微性等を踏まえまして、まずは都道府県、市区町村の首長部局、行政委員会等を中心として周知・啓発を図っていき、令和6年度以降においては、加えて一部事務組合と財産区、地方独立行政法人も対象に含めていきたいと考えております。

その際、既に知識等をお持ちである制度所管部署の職員の方々に加えて、多くを占めます個人情報取扱部署の職員の方々、一般職の方々、管理職の方々等、幅広い部署、職員の方々への浸透を図っていききたいと考えております。

下の枠が具体的な取組となりますが、令和4・5年度においてはシンポジウム、説明会、オンラインセミナー、地方公共団体の研修機関等との連携による研修の実施等、様々な取組を組み合わせて実施していききたいと考えております。令和6年度以降においては要検討としておりますが、後ほど検討・取組の方向性について御説明をさせていただきます。さらに、その下に委員会ホームページ等による広報については、土台として継続的に取り組んでいくということをお示ししております。

7ページに、シンポジウム、説明会、オンラインセミナーの具体的な内容を一覧でお示ししております。資料の関係で記載できていない部分もありまして、今後も一覧表を更新していききたいと考えております。

オンラインセミナーについては、「今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性」でもお示した取組であり、地方ブロック単位で全ての地方公共団体を対象として開催していききたいと考えております。具体的な検討は今後になりますので、オンデマンドでの実施等、いろいろな工夫もしていきたいと考えております。

8ページの地方公共団体の研修機関等との連携による研修の実施でございます。全国的

な機関は自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所、地方公共団体情報システム機構がございまして、研修枠を頂きながら、市町村長、議員の方々を含め、管理職、御担当の方々等を対象に実施させていただきます。特に地方公共団体情報システム機構については、当委員会と共催で動画研修、リモートラーニング研修を実施することとしております。既に強固な研修基盤をお持ちであり、リモートラーニングについては、今年度、既に延べ約67万人の受講があったとお伺いしておりますので、対象者の規模としても多くの方々にアプローチできるのではないかと考えております。

また、研修受講者に対し修了証の発行を予定しており、当委員会の事務対応ガイドにおける教育研修に該当する研修受講を証明できるものにもなります。

下の二つは、各都道府県、各市区町村の持つ研修センター、広域の研修センター等における研修でございます。当委員会が実施するものに加え、各地方公共団体自身における研修の実施を促していきたいと考えております。具体的には、本委員会終了後、全ての都道府県、市区町村の研修担当課、個人情報保護担当課に対し事務連絡をお送りし、研修の実施を依頼いたします。その際、円滑かつ効果的に研修を実施していただけるよう、当委員会で作成した研修資料も併せてお送りし、活用いただけるようにしたいと思っております。

この研修資料は動画にもして、委員会ホームページでも公表する予定です。

また、地方公共団体の研修担当課への送付については、普段から接点のある総務省の協力も頂くこととしております。

また、事務連絡は地方公共団体情報システム機構と連名でお送りし、共催研修の案内についても併せて行うことで、より積極的な応募を促していきたいと考えております。

9ページの、研修内容・媒体、役割分担の概要でございます。当委員会は、講師派遣、研修資料等の提供、教材確認等を行い、地方公共団体の研修機関等においては、研修計画の策定、受講生の募集、研修運営等を行っていただきます。

研修内容については、個人情報の実践部分の安全管理措置等を主としたいと思っておりますけれども、可能な限り、制度部分や特定個人情報に関する内容も含めた研修内容としていきたいと考えております。

10ページのスケジュール感でございます。来年度の研修実施に向けて、予定どおり準備を進めております。

11ページに、令和6年度以降の検討・具体的取組の方向性についてお示ししております。まず、対象ですが、引き続き、都道府県・市区町村の首長部局、行政委員会等を対象としつつ、加えて地方独立行政法人を対象とすることを考えております。また、行政委員会等について、教員や警察官の方々、消防吏員の方々等の要配慮個人情報を取り扱っている一般行政以外の職種の職員の方々にも注力していきたいと考えており、具体的取組として、オンラインセミナーの拡大、関係省庁等との連携による研修実施を検討してまいります。令和6年度以降としておりますが、来年度からの地方公共団体情報システム機構との共催研修においても対象に含まれておりますし、重要性に鑑み、可能な限り、教員等の方々へ

の研修については、前倒しをして実施をしていきたいと考えております。

また、これらの周知・啓発の一層の充実に向け、体制、人員等の整備等も必要ではないかと考えております。

最後に、これまでは地方公共団体等への周知・啓発に関する御説明でしたが、国の行政機関等の職員向けの説明会についても、来年度実施してまいります。制度所管部署に加えて、個人情報を多く取り扱っております地方支分部局も対象とし、多くの支分部局を持つ機関については、当該機関のみ対象の日を設けるなど、厚みを持たせて実施できればと考えております。時期は新規着任者が多い4月以降で考えております。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員、お願いいたします。

○梶田委員 御説明ありがとうございます。

地方公共団体等へ継続的・重層的な周知・啓発等に関して意見を申し上げます。地方公共団体のうち、個人情報を取り扱う機関は、都道府県、市区町村、一部事務組合等、広範囲に及び、加えて、各地方公共団体においては、全ての首長部局、行政委員会等で多くの職員が個人情報を取り扱っています。

また、本資料では言及はありませんでしたが、漏えい等が多く発生している委託先・再委託先の職員においても、個人情報を多く取り扱っています。

こうした地方公共団体等への周知・啓発には、資料にも示されているとおり、厚みのある重層的な取組を展開することが適切であり、周知・啓発の具体的方法として、オンラインセミナー、説明会等、様々な機会・媒体を組み合わせることで有効であると考えられます。

こうした取組が一過性にならないように、周知・啓発業務について、マニュアルを整備するなどの一定の標準化を行い、品質の確保を図っていくとともに、業務実施後の結果を分析・評価して改善を図っていくなど、PDCAサイクルを回しながら実施してほしいと考えています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。

中村委員。

○中村委員 地方公共団体に対する支援の重要性と地方公共団体情報システム機構との共催研修等について、一言コメントを申し上げます。

令和3年改正個人情報保護法の地方分の施行日である令和5年4月1日まであと2か月弱となりました。改正法の施行後は、地方公共団体の個人情報保護制度については、全国統一ルールの下、国の法令等に沿って運営していくこととなります。

日本の個人情報保護法制は、先進的な地方公共団体の取組により主導されてきたという経緯がありますが、個人情報を取り扱う地方公共団体の機関の数は7,000以上に及び、また、各機関の個人情報保護に対する取組の成熟度は様々です。

地方公共団体全体として、個人情報の取扱いが国の法令等の水準に沿っていることを求めるに当たり、当委員会として、地方公共団体に対して効果的に支援を行っていくことが極めて重要です。

本資料にあるとおり、全国の地方公共団体の職員を対象とした総合的な研修機関等と連携し、幅広い対象の職員等へ研修を実施することは、安全管理措置の底上げに有効であると考えます。特に地方公共団体情報システム機構の動画研修・リモートラーニングの受講者数は合わせて数十万人規模と聞いており、当該機構と共催で研修を実施し、連名で地方公共団体宛てに通知を発出し、研修についての周知を図り参加を促すことで、地方公共団体職員向けの研修を大幅に拡充することができると思われま

す。引き続き、効果的な周知・啓発の実施のため、関係機関等と緊密な連携を続けていきたいと思

います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 本資料は、ただいまお二方の委員からコメントを頂いたように、地方公共団体を対象とした周知・啓発の方向性であるということは承知しているのですが、その上で一言申し上げたいと思

います。最後のページにありますとおり、今年度より監視対象となっている国の行政機関等についても、一定数の漏えい等が発生しており、周知・啓発を充実・強化させていくべきではないかと思

います。特に、今年度の立入検査・実地調査の結果を見ますと、先ほどの御説明にもありましたように、地方支分部局等を多く有する府省等において、本庁ではなく、各地方支分部局で安全管理措置等の不備がより多く指摘されている傾向があります。また、漏えい等についても、各地方支分部局で発生していることが多いと聞いております。

そこで、国の行政機関等についても、本庁・地方支分部局の両方に対して、引き続き、周知・啓発等を実施していただきたいと思

います。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにもどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも一言申し上げます。

本資料にあるとおり、本資料の公表をもって、監視・監督室の地方公共団体等に対する法令遵守の状況の確認及び安全管理措置等に関する周知・啓発等について、今後の方向性がとりまとめられ、公表されることとなります。

いずれも一元化という大きな転換点において、監視・監督活動を中長期的な視点でより効果的・効率的に行っていく上で、大変適切な内容であると評価したいと思います。

一方、これらはあくまで方向性でありますので、これらをいかに具体化し、実際に運用できるところまで落とし込んでいくかが、今後の最重要の作業ではないかと考えます。

また、これらは単体でそれぞれ実現していけばよいものではなく、相互が密接に関連しているものであり、全体的な視点で進めていくことが重要になると思われまます。監視・監督室の体制・人員、予算等のリソースを最大限に活用し、この方向性の具体化、相互の連携、そして、実際の場面での監視・監督の執行、と着実に進めていただければと思います。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。